

議 答 申 個 第 3 3 号

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子
計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日付け生総第 1 2 6 号で諮問のあったことについて、当審議
会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

| | |
|---------------|--|
| <p>審議案件</p> | <p>生駒市統合型地理情報システムの運用をオンプレミス方式からクラウド方式に移行することに伴い、民間のデータセンターと専用回線で実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機とを結合すること（以下「本件結合」という。）になるため、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により当審議会の意見を求められた。</p> |
| <p>審議会の意見</p> | <p>適当なものと認める。</p> <p>なお、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられること。</p> <p>また、個人情報を保護するため当該委託に関する契約書等に必要な措置を講じる旨規定されることを申し添える。</p> <p>[附帯意見]</p> <p>実施機関（生駒市長）はセキュリティレベルの維持、向上のためデータセンター契約業者とベンダーロックに陥らないように、契約の際には内容、期間について慎重に検討されることを要望する。</p> |
| <p>審議内容</p> | <p>当審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（データセンターの運用監視体制、回線性能）、本件結合による事務処理の安全性及び効率性、災害緊急時における対応等について、慎重に審議した結果、本件結合は、公益上必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> |
| <p>審議日</p> | <p>平成28年11月16日</p> |
| <p>結合先</p> | <p>生駒市統合型地理情報システム運用保守業務の受託者が管理するデータセンター</p> |
| <p>所管課</p> | <p>総務部 総務課</p> |